



第9章 地域ケアプラザの行動計画

第2期計画の地域ケアプラザの行動計画の策定にあたっては、第1期計画の目標ごとに、取組内容を振り返るとともに、今後取り組むべき課題の抽出を行いました。これをもとに「取組の3つの方向性」を地域ケアプラザの行動計画の目標として定め、地域懇談会などから得られた意見を反映して、第2期計画で取り組むべき項目としてまとめました。

○ 第1期計画の目標と振り返り

第1期計画では、地域ケアプラザは地域福祉保健計画の推進にあたり重要な役割を担う、身近な地域の拠点として、「**地域の第一線の相談場所としての充実**」及び「**人と人とのつながりを実感できる地域づくりの支援**」を目標に定め、取組を進めてきました。

目標1 地域の第一線の相談場所として充実していきます

【取組項目】

- 身近な相談場所として、また、土日にも相談できることをPRします。
- 高齢者のみならず、障害者、子どもなどの相談を受け、速やかに対応します。
- 地域の専門家や機関とのネットワークを強化します。
- 福祉・保健にかかる情報を発信、また、地域の情報をキャッチし、提供します。
- 高齢者虐待などの課題にも、専門機関と連携しながら取り組みます。

【取組内容】

○地域の行事や自治会町内会等の会合でのPR、広報紙やちらし・カードの回覧・配布、インターネットなどで、地域ケアプラザが身近な相談場所であること、また、土日にも相談できることをPRしました。

○高齢者に関する相談については、平成18年4月に地域包括支援センターが各地域ケアプラザに設置されたことを受け、同センターが区役所や関係機関と連携しながら対応しました。障害者・子どもに関する相談については、地域の活動団体や地域ケアプラザが行う自主事業、関係機関の案内などを行いました。また、相談案件や地域のニーズをもとに、地域の特性に応じた自主事業を行いました。

○介護サービス事業者、医療機関、区社協、区役所など 関係機関や民生委員児童委員など福祉保健団体とのネットワークづくりを進めました。また、医師や行政書士など地域の専門家を招いた講座などを開催しました。

○広報紙や自主事業、ちらしの配布、インターネットなどで福祉・保健にかかる情報



地域ケアプラザでの相談の様子



子育て支援事業

発信・情報提供を行いました。また、地域の行事や自治会町内会をはじめ各種団体の会合への参加、学校・関係機関との情報交換により地域の情報を把握しました。



【各地域ケアプラザの広報紙】

○個別のケースごとに区や介護保険事業所、医療機関などと連携をとりながら高齢者虐待などの課題に対応しました。

目標2 人と人とのつながりを実感できる地域づくりを支援します

【取組項目】

- 生活者の視点から、地域課題の解決に向けた話し合いや、地域での活動を進めます。
- 区社会福祉協議会とともに、地域交流事業を展開します。
- 福祉・保健の活動拠点として、区社会福祉協議会、区民活動センターと連携を図り、ボランティア活動を支援します。
- 保育園、幼稚園をはじめ、小、中、高校、大学などとも連携し、福祉保健学習を進めます。
- 介護予防への取組を充実させます。

【取組内容】

- 地域懇談会や支えあい連絡会、地区社協の会議を通じ、地域課題の解決に向けた話し合いや取組を支援しました。また、地域のサークルや自主活動の支援を行いました。
- 地域のボランティア交流会などを、区社協とともに実施しました。
- ボランティア講座の実施や事業のPR、ボランティアに関する情報交換などを区社協及び区民活動センターと連携して行い、地域の人材発掘・育成を進めました。
- 近隣の学校の児童・生徒や専門分野の学生を積極的に受け入れ、福祉保健分野の理解促進や人材育成に取り組みました。
- 体力向上プログラムや脳力向上プログラムの実施など、介護予防事業の充実を図りました。また、事業終了後の自主化についても働きかけを行いました。

○ 今後取り組むべき課題

【課題1】地域ケアプラザのPR

地域ケアプラザが、福祉保健に関する身近な相談場所であること、また、地域包括支援センターが高齢者全般についての公的な相談場所であることが、まだ十分知られていない状況です。地域ケアプラザのPRを一層進める必要があります。

【課題2】地域との顔の見える関係づくり

地域ケアプラザは、おおむね中学校区程度に1館とされているため、プラザから遠い地域では、地域ケアプラザの認知度が低い状況にあります。このため、地域ケアプラザ自らが地域に出向き、顔の見える関係をつくっていく必要があります。

【課題3】地域ケアプラザが中心となった地域情報の把握

地域の課題解決には地域のさまざまな団体・人・機関の力が必要です。このため、地域の課題解決に先立ち、地域で活動している団体や人、機関について把握し、計画をともに推進する区・区社会福祉協議会と情報共有することが重要です。

【課題4】地域課題の共有と解決に向けたネットワークの強化

地域課題の共有と解決に向けては、地域のさまざまな団体が横につながって継続的な話し合いができるネットワークが重要です。区、区社会福祉協議会と連携して、地域ネットワークの強化を進めていく必要があります。

【課題5】ボランティアの発掘と育成、コーディネート

地域懇談会では地域活動の担い手が不足し、固定化しているとの意見が多く出ており、活動の担い手の発掘と育成が必要となっています。区社会福祉協議会や区民活動支援センターをはじめボランティア支援を担う区内の施設と連携して、地域活動の担い手の発掘・育成やコーディネートを進める必要があります。

【課題6】福祉保健学習の推進

すでに地域ケアプラザでは児童・生徒や学生を受け入れている実績があります。引き続き福祉の入口として、青少年のボランティア活動の場、職業訓練・社会体験の場となるよう、地域の学校と連携しながら、取組を進めていく必要があります。

【課題7】必要な人に情報が伝わるルートづくり

地域ケアプラザのPRや情報提供は、自治会町内会の情報網を通じて行われることが多いため、例えば自治会町内会未加入の集合住宅などでは、地域ケアプラザからの情報が届きにくい状況にあります。きめ細かい情報発信を行い、支援を必要とする人に必要な情報を伝えていく必要があります。

【課題8】身近な地域で助け合える仕組みづくり

地域懇談会では、支援の必要な人のちょっとした困りごとを、身近な地域の中で対応する体制が必要との意見が出ています。身近な地域で助け合える仕組みを、区・区社協と連携してつくっていく必要があります。

【課題9】地域包括支援センターと地域との連携強化

支援を必要とする高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげられるよう、地域包括支援センターと地域の活動団体との連携を強化していく必要があります。

【課題10】地域包括支援センターと関係機関との連携強化

地域包括支援センターと医療機関やケアマネジャーなど関係機関との間で、個別案件ごとの支援方針を円滑に決定できるよう、連携強化の必要があります。

【課題11】地域と連携した虐待予防や認知症理解の取組

高齢者への虐待は認知症との関連が深いことから、認知症サポーター養成講座の開催などにより、高齢者に関する課題や対応について啓発していくことが必要です。また、引き続き地域と連携して取組を進めていく必要があります。

【課題12】 介護予防への取組

すべての高齢者がそれぞれの心身や生活の状況に応じて、健康づくり・介護予防に自ら取り組めるよう、地域での自主的な活動や取組の継続を支援していく必要があります。

○ 第2期計画の目標と取組

第2期計画では、「取組の3つの方向性」を目標として定め、課題に応じた次の取組を進めていきます。

目標1 顔の見える地域づくりを進めます

- 地域ケアプラザのPRを一層進めます。 【課題1】
- 地域に出向き、顔の見える関係を広げます。 【課題2】
- 区・区社協と連携しながら、地域情報を把握します。 【課題3】
- 地域課題の共有と解決に向けたネットワークづくりを進めます。 【課題4】

目標2 幅広い区民参加で活動や取組の輪を広げます

- 区社協をはじめ、区内でボランティアの活動拠点となる施設と連携し、地域で福祉保健活動を担う人材（ボランティア）の発掘と育成、コーディネートを進めます。 【課題5】
- ボランティア活動が活発に行われる風土づくりをめざす『あいちゃんボランティア制度』を、区・区社協を連携して推進します。
- 保育園、幼稚園を始め、小、中、高校、大学などとも連携し、福祉保健学習を進めます。 【課題6】

目標3 必要な人に支援が届く仕組みづくりや取組を進めます

- 区や地域と連携して、支援を必要とする人に必要な支援や情報が届くような仕組みづくりを進めます。 【課題7】
- 「ちょっとした」ボランティアによる身近な地域での支えあいの仕組みづくりを、区・区社協と連携して進めます。 【課題8】
- 支援を必要とする人を速やかに支援につなげられるよう、地域包括支援センターと地域との連携を強化します。 【課題9】
- 地域包括支援センターと関係機関との連携を強化し、個別の案件ごとの支援を一層円滑に行います。 【課題10】
- 高齢者虐待や認知症への理解、介護予防の取組などを、専門機関や地域の活動主体と連携しながら取り組みます。 【課題11】 【課題12】

◇地域ケアプラザ◇

地域ケアプラザは、誰もが住みなれたまちで、安心して暮らせる地域をつかっていくための拠点として、地域の福祉・保健活動を支援し、福祉・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供することを目的に、条例により設置された公の施設です。

区内の5つの日常生活圏域（概ね中学校区域）の1つをそれぞれの担当エリアとして、指定管理者として指定された法人が運営しています。

区内の地域ケアプラザと担当エリア

施設名	担当地域
横浜市葛が谷地域ケアプラザ	葛が谷、大丸、高山、平台、長坂、桜並木、仲町台1～5丁目、東方町、折本町、大熊町、川向町、荏田東町、荏田東1～4丁目、荏田南町、荏田南1～5丁目
東山田地域ケアプラザ	東山田1～4丁目、東山田町、北山田1～7丁目、すみれが丘、南山田1～3丁目、南山田町
横浜市加賀原地域ケアプラザ	見花山、富士見が丘、二の丸、加賀原1～2丁目、川和台、川和町、池辺町、佐江戸町
横浜市新栄地域ケアプラザ	勝田町、新栄町、勝田南1～2丁目、早瀬1～3丁目、茅ヶ崎町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東1～5丁目、茅ヶ崎南1～5丁目
横浜市中川地域ケアプラザ	大棚町、中川1～8丁目、牛久保町、牛久保1～3丁目、牛久保西1～4丁目、牛久保東1～3丁目、中川中央1～2丁目、大棚西、あゆみが丘

